

令和 8 年度

県単港湾整備（港管特別）委託  
（木更津港富津埠頭 E 岸壁保安設備実施設計その 3）

特 記 仕 様 書

木更津港 富津地区  
富津市新富

千葉県木更津港湾事務所

## 第1章 総 則

### 第1条 適 用

1. 本仕様書は、千葉県県土整備部発注委託業務で適用する「設計、測量、地質・土質調査各業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）」でいう特記仕様書であり、千葉県が設計委託業務（以下「業務」という。）を委託に付する場合において適用される主要事項を示すものである。
2. 本業務施行に当たっては、本仕様書及び共通仕様書のほか、関係仕方書、指針等を適用するものとする。

### 第2条 納 期

1. 設計業務の納期は契約締結日の翌日から令和9年3月19日間限りとする。

### 第3条 委託の目的

1. 本委託は、木更津港の国際埠頭施設の富津埠頭 E 岸壁について、岸壁延長と同程度の船舶が接岸することを想定した利用形態変更に伴い、埠頭保安設備整備の基本検討、詳細設計及び保安規程(案)を作成するものである。

### 第4条 委託の概念

1. 本委託を履行するに当たっては、目的を充分理解した経験のある最上級の管理技術者を定め、かつ適切な人員を配置して最高技術を発するとともに正確丁寧にこれを行わなければならない。

### 第5条 管理技術者

1. 受注者は、設計業務における管理技術者を定め、発注者に通知するものとする。
2. 管理技術者は、契約図書等に基づき、業務の技術上の管理を行うものとする。
3. 管理技術者に委任できる権限は契約書第 10 条第 2 項に規定した事項とする。ただし、受注者が管理技術者に委任できる権限を制限する場合は発注者に報告しない限り、管理技術者は受注者の一切の権限（契約書第 10 条第 2 項の規定により行使できないとされた権限を除く）を有するものとされ、発注者及び調査職員は管理技術者に対して指示等を行えば足りるものとする。

### 第6条 担当技術者

1. 受注者は、業務の実施に当たって担当技術者を定める場合は、その氏名その他必要な事項を調査職員に提出するものとする。（管理技術者と兼務するものを除く）  
なお、担当技術者が複数にわたる場合は、適切な人数とし、8 名までとする。ただし、受注者が設計共同体である場合には、構成員毎に適切な人数とし、8 名までとする。
2. 担当技術者は、設計図書に基づき、適正に業務を実施しなければならない。

### 第7条 業務実績情報（テクリス）

1. 受注者は、契約時又は変更時において、契約金額が 100 万円以上の業務について、業務実績情報 システム（以下「テクリス」という。）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として作成した「登録のための確認のお願い」をテクリスから調査職員にメール送信し、調査職員の確認を受けた上で、受注時は契約締結後、15 日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は 変更があった日から、15 日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後、15 日（休日等を除く）以内に、訂正時は適宜、登録機関に登録申請しなければならない。なお、登録できる技術者は、業務計画書に示した技術者とする（担当技術者の登録は 8 名までとする）。また、受注者は、契約時において、予定価格が 1,000 万円を超える競争入札により調達される 建設コンサルタント業務において調査基準価格を下回る金額で落札した場合、テクリスに業務実績情報を登録する際は、「低価格入札である」にチェックをした上で、「登録のための確認のお願い」を作成し、調査職員の確認を受けること。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」はテクリス登録時に調査職員にメール送信される。なお、変更時と完了時の間が、15 日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できるものとする。

また、本業務の完了後において訂正または削除する場合においても同様に、テクリスから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。

## 第8条 業務計画書

1. 受注者は、契約締結後、14日（休日等を含む）以内に業務計画書を作成し、調査職員に提出しなければならない。
2. 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - （1）業務概要 （2）実施方針 （3）業務工程 （4）業務組織計画 （5）打合せ計画
  - （6）使用する主な図書及び基準 （7）連絡体制（緊急時含む） （8）使用する主な機器 （9）その他
3. 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ、その都度調査職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
4. 調査職員が指示した事項については、受注者は更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

## 第9条 資料の貸与及び返却

1. 調査職員は、次に定める図書及びその他関係資料を受注者に貸与するものとする。
  - ・ 現行の「木更津港富津地区富津埠頭E岸壁埠頭保安規程」
  - ・ 上記規程に係る図面及び関連する資料
  - ・ 電気設備指針（需要設備編）千葉県総務部管財課
2. 受注者は、貸与された図面及び関係資料等の必要がなくなった場合は、直ちに調査職員に返却するものとする。
3. 受注者は、貸与された図書及びその他関係資料を丁寧に扱い、損傷してはならない。万一、損傷した場合には、受注者の責任と費用負担において修復するものとする。
4. 受注者は、守秘義務が求められる資料（原則的に保安に関するものすべて）については複製してはならない。

## 第10条 関係官公庁への手続き等

1. 受注者は、設計業務の実施に当たっては、発注者が行う関係官公庁等への手続きの際に協力しなければならない。
2. 受注者が、関係官公庁等から交渉を受けたときは、遅滞なくその旨を調査職員に報告し、協議するものとする。

## 第11条 地元関係者との交渉等

1. 受注者は、屋外で行う設計業務の実施に当たって、地元関係者からの質問、疑義に関する説明等を求められた場合は、調査職員の承諾を得てから行うものとし、地元関係者との間に紛争が生じないように努めなければならない。
2. 受注者は、調査職員の指示により地元関係者へ説明、交渉等を行う場合には、交渉等の内容を随時、調査職員に報告し、指示があればそれに従うものとする。

## 第12条 制限区域への立入り等

1. 現地調査に係る制限区域内への出入りに際して、港湾施設利用者等と協調を保ち、いたずらに摩擦を起こさないよう充分心がけなければならない。
2. 現地調査等に際して、傷害その他事故発生を未然に防止するように努力するとともに、労働基準法その他関係法規を守り、円滑にこれを行わなければならない。事故等が生じた場合の補償に要する費用は受注者の負担とする。

## 第13条 成果品に対する責任の範囲

1. 受注者は本業務完了後といえども誤測又は設計の失策、不備等が発見された場合は速やかに図書の訂正をしなければならない、これに要する経費は受注者の負担とする。

## 第14条 成果品の管理及び帰属

1. 成果品の管理及び帰属は、全て発注者側とする。受注者が成果品を公表することについては、一切これを認めない。

### 第15条 資料収集・整理

1. 資料収集・整理については、「木更津港富津地区富津埠頭E岸壁埠頭保安規程（令和3年3月国土交通省承認）」及び関連する資料を基に、本設計時点における「国際港湾施設の保安対策に関するガイドライン（改定）」に照らし合わせて、当該施設に具備すべき設備仕様等の主要事項を整理するものとする。

### 第16条 設計の範囲

1. 本委託の設計範囲は、国際埠頭施設の利用形態変更（その他埠頭→コンテナ・RORO 埠頭、旅客埠頭）に伴う委託箇所（木更津港富津地区 E 岸壁）における保安設備整備の詳細設計及び保安規程等関連資料の作成を行うものであり、詳細は、下記のとおりである。
  - ① 設計計画（計画準備、資料収集・整理）
  - ② 現地調査（現地調査）
  - ③ 埠頭保安設備の設計（埠頭保安設備の設計、特記仕様書・機器仕様書（案）の作成）
  - ④ 設計図書作成（構造計算書、図面作成、数量計算、概算工事費）
  - ⑤ 保安規程(案)作成

### 第17条 設計計画

1. 設計計画については、本業務の目的及び業務内容等を十分把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を業務計画書として取りまとめ、発注者へ提出する。
2. 障壁（ゲート）設備については、新設と改良の複数案を比較した上で費用（イニシャルコスト、ランニングコスト）、運用性等の観点から最適案を決定する。

### 第18条 現地調査

1. 現地調査については、既設岸壁の利用状況等を把握し、既設埠頭保安設備の設置状況を確認し、新たに設置が必要な埠頭保安設備の配置等を検討し、配置に伴う配管・配線ルート等を選定するために実施する。

### 第19条 埠頭保安設備の設計

1. 埠頭保安設備の設計については、以下のとおり分類するとともに、既存設備及び増設設備を対比できるように整理するものとする。
  - ① 障壁（フェンス・ゲート）設備の設計
  - ② 監視カメラ設備の設計
  - ③ 放送設備の設計
  - ④ 保安照明設備の設計
  - ⑤ 監視室監視設備の設計
  - ⑥ 配管・配線設備の設計
2. 特記仕様書の作成については、本設計業務にて選定した機器構成における埠頭保安設備工事発注時の特記仕様書（機器仕様含む）（案）を作成するものとする。

### 第20条 設計図書作成

1. 設計図書作成について、各設備の配置素案を参考に、以下の図面等の作成を行うものとする。

なお、発注者から指示又は本業務の性質上必要と認められる資料の作成も含むものとする。

  - ① 障壁（フェンス・ゲート）設備
  - ② 埠頭保安設備配置図
  - ③ 監視カメラ設置図
  - ④ 放送設備設置図
  - ⑤ 保安照明設備設置図
  - ⑥ システム系統図
  - ⑦ 電路配管・配線系統図

- ⑧ 通信配管・配線系統図
  - ⑨ 監視室監視機器配置図（参考図）
  - ⑩ 参考図（照度分布図、音圧分布図）
2. 工事費算定のために必要となる構造計算、数量集計表及び拾い図面等の積算根拠資料を作成するものとする。
  3. 千葉県県土整備部積算基準に基づき、概算工事費を算定するものとする。

## 第21条 保安規程(案)作成

1. 「国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（以下「法」という。）」第32条第5項に基づく埠頭保安規程の変更に係る承認手続きに関する同法規則第60条第1項の規定により、事前に港湾施設所在地官庁へ申し出る際に必要となる保安規程(案)等関連資料を作成するものとする。

ただし、現行の「木更津南部地区木更津埠頭F・G・H岸壁埠頭保安規程」を参考にして、現行の「富津埠頭E岸壁埠頭保安規程」を改定するものとする。

## 第22条 成果品

1. 本委託の成果品は以下のとおりとする。

|               |    |
|---------------|----|
| ① 報告書（A4版）    | 2部 |
| ② 電子納品（電子成果品） | 1式 |

## 第23条 協議・報告

1. 協議については、初回協議・中間(3回以上)・最終報告として合計5回以上を行うものとし、事前協議及び最終報告には管理技術者が立会うものとする。
2. 受注者は業務実施中に受けた指示、承諾及び打合せ事項又は協議した事項については、その都度記録し相互に確認するものとする。

## 第24条 関係機関協議

関係機関打合せ協議は、国土交通省関東地方整備局千葉港湾事務所と2回を見込んでおり、打合せ回数に変更が生じる場合は、発注者と協議するものとする。

## 第25条 電子納品

1. 本委託は電子納品対象業務とする。電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること」をいう。ここでいう電子成果品とは、「土木設計業務等の電子納品要領(令和8年2月)：(以下「要領」という。)」に基づいて作成した電子データを指す。
2. 成果品は、「要領」に基づいて作成した電子成果品を電子媒体（CD-R）で正副2部提出する。「要領」で特に記載のない項目については、原則として電子データを提出する義務はないが、「要領」の解釈に疑義がある場合は調査職員と協議のうえ、電子化の是非を決定する。なお、電子納品の運用に当たっては、「電子納品運用ガイドライン【委託業務編】(平成28年1月)」を参考にするものとする。
3. 成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。

## 第26条 低入札価格調査

1. 低入札価格調査（地方自治法施行令第167条の10第1項又は第16条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により落札者を決定するために行われる調査をいう。）を受けた者が落札した場合においては、受託者は、次の事項を契約の内容として履行しなければならない。
  - (1) 成果品の品質の確保  
成果品の品質及び正確性について公共工事の執行に適う精度を確保するとともに、業務執行の際の安全にも万全を期し、千葉県から求められた説明資料の作成及び提出並びにその内容の説明を求められれば誠実に応じること。
  - (2) 第三者による照査等

ア. 受託者の負担において、同等の能力を有する他の同業者に属する技術者に、成果品の主要な箇所の精度の確認又はその立会い（事前に千葉県に必要な作業に関する作業計画書を提出すること。）を受けその同業者が作成し、押印した報告書（精度の確認又は立会いをした技術者の押印のあるもの）を添えて、千葉県に説明し、了解を得ること。

イ. 照査等の内容については、次のとおりとする。

- ・ 作業計画書の照査

本委託の作業方法に関し、作業計画書の記載内容が、工期内に業務を完了させ、かつ、本業務の品質を確保するに当たり、適切であることを確認する。

- ・ 実施時期

実施時期については、受託後から着手前までに行うものとする。

- ・ 報告書の作成

上述の業務に関する報告書を作成する。

(3) 成果品の検査時の措置

成果品の検査時に、前述(2)の「第三者による照査等」の実施のための契約書その他これに類する書類の写しを千葉県に提出するなど、適正な執行に努めること。

## 第27条 遠隔臨場検査

1. 遠隔臨場検査の試行

本試行では、動画撮影用カメラ（Web カメラ等）と Web 会議システム等を介して「検査」の遠隔臨場を行うものである。なお、遠隔臨場は、『業務委託における遠隔臨場検査に関する試行要領(以下、「試行要領」という。)』の内容に従い実施する。

2. 遠隔臨場の適用について

受注者希望型とする。なお、遠隔臨場の適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、実施することとする。

3. 実施内容

(1) 検査での確認

受注者が動画撮影用カメラ(Web カメラ等)により取得した映像及び音声を Web 会議システム等を介して「検査」を行うものである。

(2) 機器の準備

遠隔臨場に要する動画撮影用カメラ(Web カメラ等)や Web 会議システム等は受注者が手配、設置するものとする。これによらない場合は調査(監督)員等と協議し決定するものとする。

(3) 費用

検査に係る遠隔臨場については、発注者の負担とし費用は計上しない。